

山梨県では職業ドライバーの脳健診受診を促進するため、事業者に対し補助金を交付します。



【国土交通省】  
自動車運送事業者における  
ガイドライン（概要版）より

脳梗塞等を発症する前に、脳血管異常を『早期発見・早期治療』することが重要です。社内での脳健診の活用を検討しましょう。

## ○脳健診受診促進事業費補助金

令和5年4月時点

事業者が負担する運転者の脳健診受診料に対して、予算の範囲内で交付します。

- ・ 補助先 タクシー事業者、バス事業者（バス協会加入者を除く）  
トラック事業者（トラック協会加入者を除く）
- ・ 補助額 運転者1人の受診料に対し10,000円を上限  
（他の補助金等との併用も可能ですが、受診料からそれらの額を差し引いた額が対象経費となります）
- ・ 申請期限 令和5年10月31日

→補助金要綱・申請様式等については  
県交通政策課ホームページを参照してください。

交通政策課ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kotsu-seisaku/index.html>

問い合わせ先

山梨県県民生活部交通政策課

住所 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1353

FAX 055-223-1335